

# 医療法人制度が変わりました！

医療法人は、平成20年3月末までに、  
**定款変更をしなければなりません※**

ただし

経過措置があって、変更しない方がよい規定もあるので、ご注意！  
税理士等の専門家にご相談ください。

定款変更をする場合でも、次の二点は経過措置が適用されますので、変更する必要はありません。  
(この部分を変更した場合は課税のおそれもあります)

- 「持分」に応じた払戻し請求
- 解散時の残余財産の帰属先

詳しくは

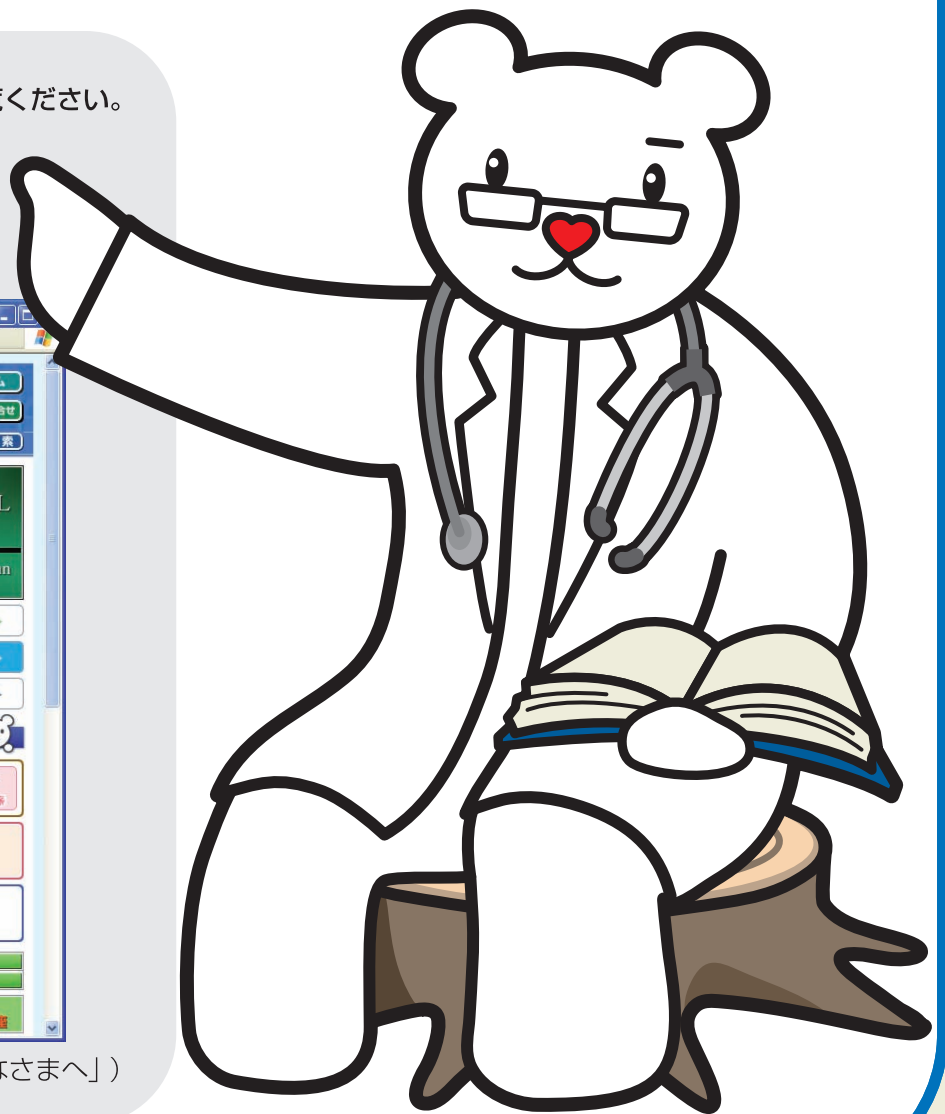
日本医師会ホームページをご覧ください。

<http://www.med.or.jp/doctor/iryohou/houjin.html>

▼ドクターのみなさまへ



(一般向けホームページトップのPICK UP又は「ドクターのみなさまへ」)



お問い合わせ

日本医師会地域医療第1課  
TEL：03-3942-6137  
(税制に関することは、  
年金税制課03-3942-6487)

※このポスターでは、平成19年3月31日までに設立された医療法人について説明しています。なお、定款変更は、医療法人社団の場合です。医療法人財団の場合は、寄附行為の変更になります。